

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画見直しの背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定による市町村の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を策定し、概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされています。

宇部市（以下「本市」という。）では、平成23年2月に「宇部市一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定しました。既定計画では、ごみ処理について、市民・事業者・行政の三者の協働により、資源循環のまちづくりを推進するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）による3Rの取組と適正なごみ処理を推進し、さらなるごみ減量、リサイクルを推進する計画としました。

生活排水処理については、生活排水処理に係る基本方針、生活排水処理施設整備の基本方針を示し、他の計画等と整合を図った計画としました。

本市では、既定計画の策定から5年が経過しており、将来の安定的なごみ処理を行うごみ処理施設のあり方について検討が必要な時期となっていることなどを踏まえて、このたび、既定計画を改定することとします。

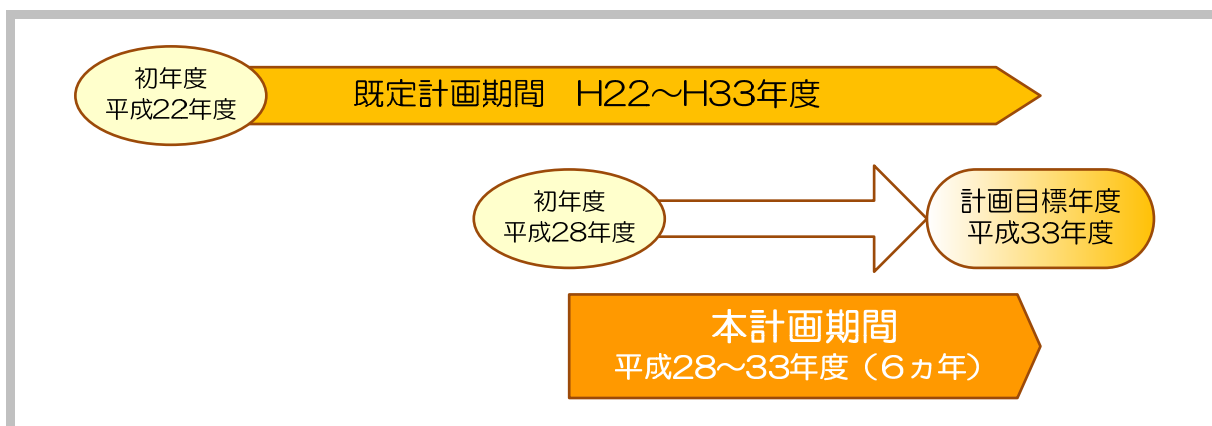
今回改定する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、既定計画における目標達成度合いや進捗状況を検証しつつ、ごみや生活排水を安心、安全かつ安定的に処理するため、発生から排出、処理・処分に至る今後の方針を示します。

第2節 計画の位置づけと計画期間

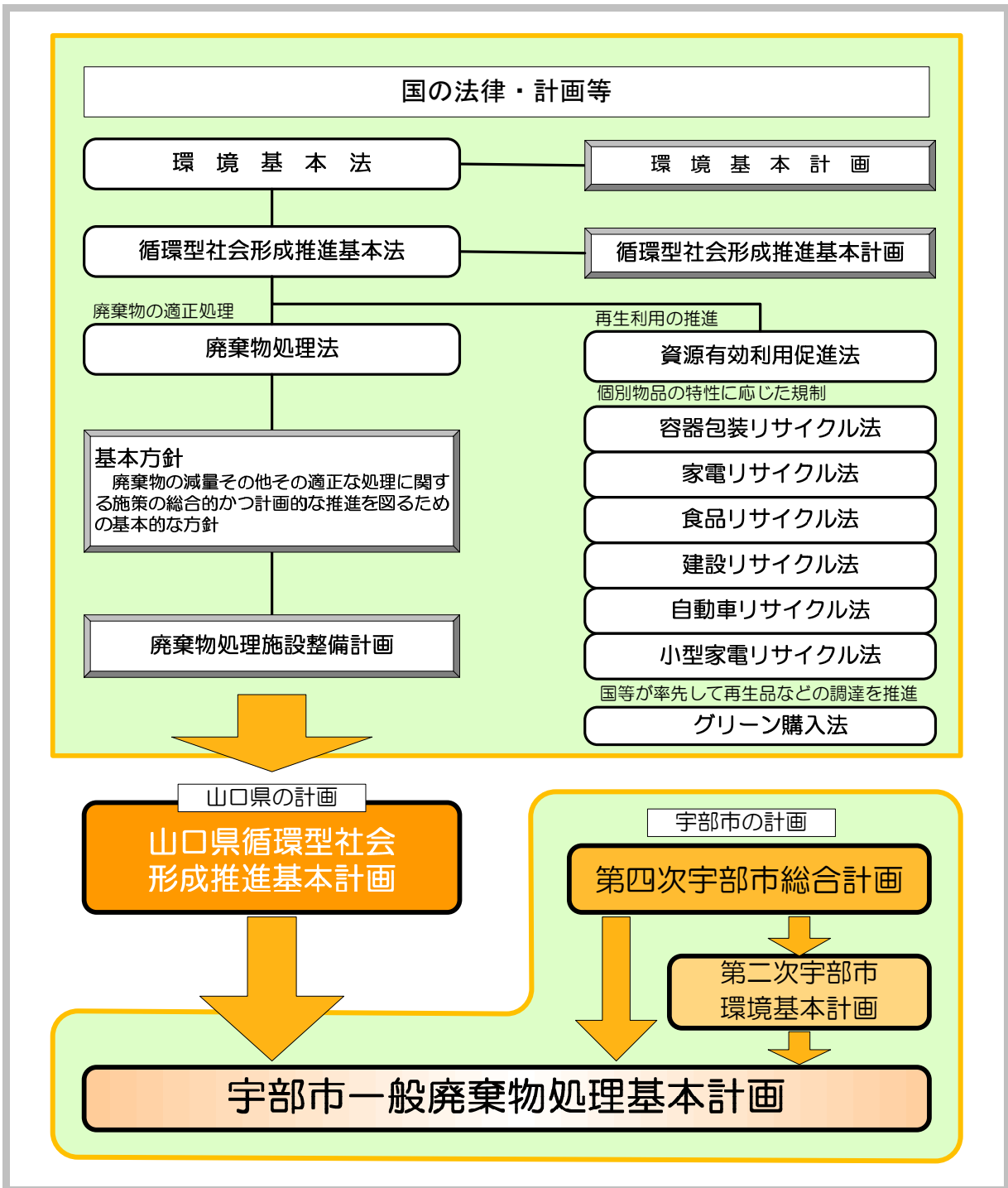
本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本市の総合計画と整合したものです。

本計画は、既定計画の改定となることから、計画目標年度は平成33年度を維持する方針とします。よって、平成28年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする6か年計画とします。

◆図表1-1 計画期間



◆図表1-2 本計画の位置づけ

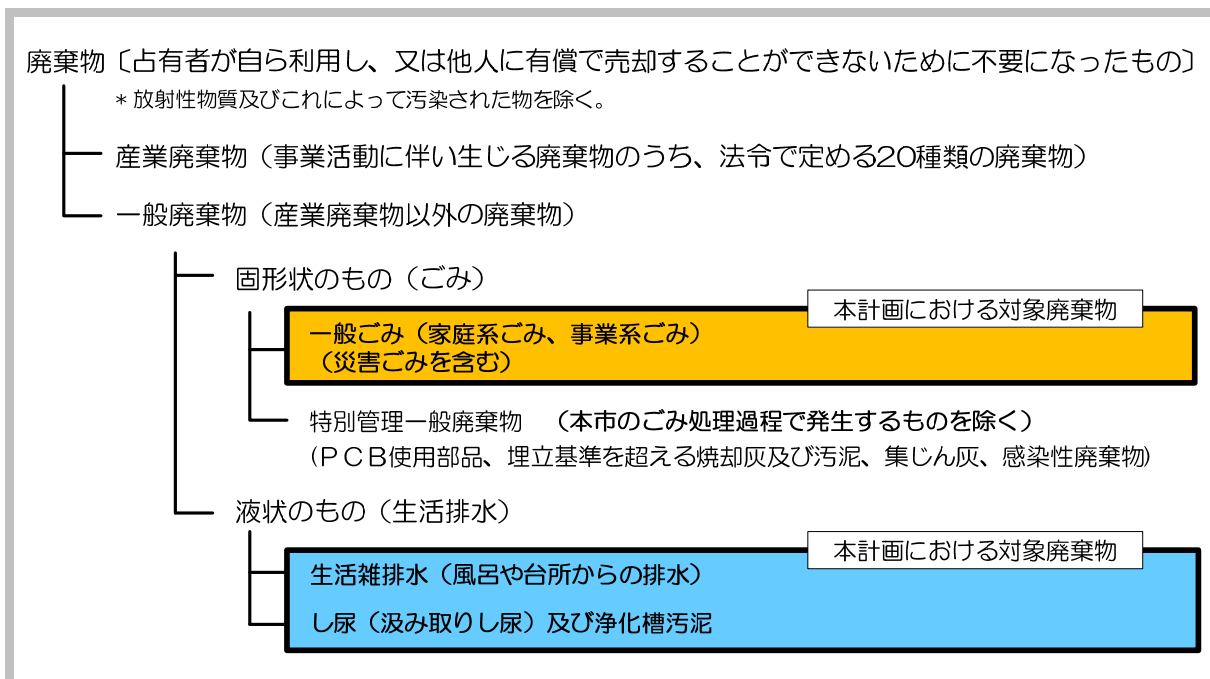


※法律名は略称

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。
 なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 対 象 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す品目については、販売店引き取りか、市の処理施設または指定引取場所へ直接搬入とする。 エアコン、ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機等
パ ソ コ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
処 理 困 難 物	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者などの引き取りとする。 薬品、自動車・バイクの部品（タイヤ、チューブ含む）、バッテリー、消火器、LPガスボンベ、太陽熱温水器、ホーロー浴槽 など

第4節 上位計画

1 国の計画

① 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は以下に示すとおりです。

◆図表 1-5 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要（1）

循環型社会のイメージ
<ul style="list-style-type: none">① 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会② 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築③ 資源効率性の高い社会経済システムの構築④ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制が整備された社会⑤ 国際的取組を通じた世界の環境負荷低減に貢献する社会
数値目標
<ul style="list-style-type: none">◆ 物質フロー（マテリアルフロー）目標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① 資源生産性 → 約46万円/t（平成12年度から約8割向上）② 循環利用率 → 約17%（平成12年度から約7割向上）③ 最終処分量 → 約17百万トン（平成12年度から約7割減少）◆ 一般廃棄物の取組指標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減② 家庭系ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減③ 事業系ごみ排出量 → 総量を約35%削減
取組
<ul style="list-style-type: none">◆ 「質」にも着目した循環型社会の形成<ul style="list-style-type: none">① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築② 使用済製品からの有用金属の回収③ 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築⑤ 災害時の廃棄物処理システムの強化◆ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組<ul style="list-style-type: none">① 3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等は廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。② 化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。③ バイオマス資源の利活用を促進する。④ 資源の効率的利用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図るとともに、資源採取等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。⑤ 環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。⑥ 太陽光パネル、風力発電等の製品設備に関するリユース・リサイクルや適正処分の検討を行う。⑦ リユースや長期使用による各種環境負荷の低減が効果的に実現されるように参考となる指針を策定する。⑧ 水質改善や生物多様性の確保など良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。

◆図表 1-5 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要 (2)

取 組

- ◆ 地域循環圏の高度化
 - ① 地域循環圏づくりの視点を盛り込み、地方公共団体、地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。
 - ② 自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、地域資源を活用した適正で効果的な資源循環を実現する。
 - ③ バイオマス系循環資源について、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取り組みを支援する。
 - ④ 広域認定制度・再生利用認定制度を適切に利用する。
 - ⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験を踏まえて、東北地方において、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。
 - ⑥ 地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。
- ◆ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用
 - ① 廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。
 - ② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用する。
 - ③ バイオ燃料の生産拡大、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化などを推進。
 - ④ バイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。
- ◆ 循環産業の育成
 - ① 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
 - ② 静脈物流システムの構築
- ◆ 廃棄物の適正な処理
 - ① 不法投棄・不適正処理対策
 - ② 最終処分場の確保等
- ◆ 各個別法の対応
 - ① 廃棄物処理法
 - ② 資源有効利用促進法
 - ③ 容器包装リサイクル法
 - ④ 家電リサイクル法
 - ⑤ 小型家電リサイクル法
 - ⑥ 食品リサイクル法
 - ⑦ 建設リサイクル法
 - ⑧ 自動車リサイクル法
 - ⑨ PCB廃棄物特別措置法
 - ⑩ グリーン購入法
- ◆ 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発
 - ① 環境教育等の推進
 - ② 3Rに関する情報共有と普及啓発
- ◆ 国際的取組の推進
- ◆ 東日本大震災への対応

② 国の基本方針

環境省では、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月）を定めています。

本方針では、平成 28 年 1 月に平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等の変更を行っています。

◆図表 1-6 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量…第3次循環基本計画の目標及び目標設定の考えた方との整合性に配慮する

一般廃棄物については、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用量を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。

項目	平成 24 年度（現状）	平成 32 年度
排出量	45 百万トン	12%削減（39.6 百万トン）
再生利用量	9.3 百万トン（約 21%）	約 27%
最終処分量	4.7 百万トン	約 14%削減（4 百万トン）
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	-	500g/人日

注）1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：

集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭から排出するごみ量の 1 人 1 日当たり換算値

③ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成 25 年 5 月に廃棄物処理法に基づき、平成 25 年度から平成 29 年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえたことを特徴としています。従来から取り組んできた 3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

◆図表 1-7 一般廃棄物に係る目標及び指標

【基本的理念】

- ◆3Rの推進
- ◆強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ◆地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【一般廃棄物に係る目標及び指標】

- ◆排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ごみのリサイクル率：22% → 26%
 - ・最終処分場の残余年数：平成 24 年度の水準（20 年分）を維持
- ◆焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- ◆し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

2 山口県の計画

山口県循環型社会形成推進基本計画 第3次計画

山口県は、廃棄物処理法及び山口県循環型社会形成推進条例に基づき、山口県における循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画を平成27年度において改定しました。

◆図表 1-8 山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）の概要

【計画名】山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）

【計画期間】平成28年度～平成32年度

【基本方針】

- ◆ 県民総参加による3Rの推進
- ◆ 廃棄物の適正処理の推進
- ◆ 廃棄物の適正処理体制の確保
- ◆ 循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進
- ◆ 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

【一般廃棄物の減量に関する目標】

区 分	現状 平成25年度	目標年 平成32年度
総排出量（千t）	554	510
リサイクル率（%） 再生利用量（千t）	29.5 (163)	35 (179)
減量化量（千t）	345	304
最終処分量（千t）	46	27
1人1日当たりの家庭排出ごみ量（g/人日）	556	520

総排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量

再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

リサイクル率＝再生利用量×100/総排出量

1人1日当たりの家庭排出ごみ量＝（総排出量－事業系ごみ量－集団回収量－資源ごみ量）/総人口/年間日数